

議案第70号

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

幕別町立幼稚園設置条例（昭和52年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1を次のように改める。

- 1 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。

別表第1備考7中「保護者」の次に「又は扶養義務者」を加え、「5に関わらず」を「7にかかわらず」に、「4に掲げる」を「6に掲げる」に改め、同表備考7を同表備考9とする。

別表第1備考6中「4に掲げる」を「6に掲げる」に改め、同表備考6を同表備考8とする。

別表第1備考5中「4に掲げる」を「6に掲げる」に改め、同表備考5を同表備考7とする。

別表第1中備考4を備考6とし、備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者については、指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして所得割課税額を算定する。
- 3 園児の保護者又は扶養義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該園児の保護者又は扶養義務者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2

第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幕別町立幼稚園設置条例の規定は、平成30年9月1日以後に行われた、又は行われる保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育に係る保育料については、なお従前の例による。